



第11回 2014年10月号

内藤 卓
KCCN 理事
司法書士

詐欺的投資勧誘に関する消費者問題と商業登記規則の見直し

詐欺的投資勧誘に関する消費者問題について、「消費者からの相談・通報等を受けて行政が調査・処分を行おうとしても、即座に事業者が所在不明となることが少なくない。また、事業者の登記簿に記載された『本店の住所』には営業実態がないケースもみられる。このように、事業者の追跡・捕捉が難しいために、消費者行政部局等による関係法令の執行や被害の回復が困難な事例が多い」「代表権を有しない取締役等については、実在しない者や他人の氏名を冒用した商業登記が行われている可能性がある」等の指摘がされていました。

このような指摘に関して、数年前から、日司連『『会社法制の見直しに関する中間試案』に関する意見書』（平成24年1月31日）や、日弁連「商業・法人登記制度に関する意見書」（平成24年4月13日）等を受けて、法務省内においても、「昨今、登記申請書類を偽造して、不正な登記を作出するなど、商業・法人登記を悪用する事案が後を絶たず、登記の真実性が十分に確保されていないのではないかと」の指摘がされ」（民事月報平成25年11月号）ているとして、法務局・地方法務局主席登記官会同等において、「商業・法人登記における真実性の確保」について協議がされていました。

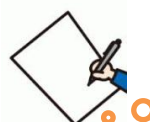
また、消費者委員会が、平成25年8月6日、「詐欺的投資勧誘に用いられる犯行ツールに関する取組の強化」を目的として、法務省に対し、「代表権を有しない取締役等の登記の申請に当たり、他人や実在しない者の名義が冒用される事例の把握に努め、その結果を踏まえ、登記事項の真正を担保するための所要の措置の可否を含め、対応策について検討すること」を建議していたところです。

c f . 消費者委員会「詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議」

http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2013/0806_kengi.html

法務省は、最近、商業登記規則の見直しを図ることとし、「取締役、監査役又は執行役の就任の登記申請について、当該登記の申請書に印鑑証明書を添付することとなる場合を除き、本人確認資料として住民票等の写しを求める」ものとして、現在、改正作業が行われています。

改正規則の施行は、平成27年2月頃が見込まれていますが、日弁連、日司連、消費者委員会等の各界からの意見が改正の原動力になったわけです。会社法及び商業登記の在り方は、内部統制などを通じて消費者・生活者に資するとの観点からも極めて重要であり、今後も、当ネットワークを含め、消費者団体からも適切に意見を出して行くことが期待されます。皆様の御協力方よろしくお願いいたします。



ぜひ、意見書を
提出しましょう。